

(仮称) 栗国村教員住宅新築工事 (南棟B)

(機械設備)

図 面 目 録			
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	
		A 1	A 3
M-00	表紙・図面目録	N/S	N/S
M-01	特記仕様書(機械設備)-1	N/S	N/S
M-02	特記仕様書(機械設備)-2	N/S	N/S
M-03	特記仕様書(機械設備)-3	N/S	N/S
M-04	特記仕様書(機械設備)-4	N/S	N/S
M-05	配置図・案内図	1/100	1/200
M-06	衛生機器表・衛生器具表	N/S	N/S
M-07	給排水・給湯・ガス設備系統図	N/S	N/S
M-08	1階給排水・給湯・ガス設備設平面詳細図	1/30	1/60
M-09	2階給排水・給湯・ガス設備設備平面詳細図	1/30	1/60
M-10	R階排水設備平面詳細図	1/30	1/60
M-11	1階消火設備平面詳細図	1/30	1/60
M-12	2階消火設備平面詳細図	1/30	1/60
M-13	空調・換気機器表	N/S	N/S
M-14	1階空調・換気設備平面詳細図	1/30	1/60
M-15	2階空調・換気設備平面詳細図	1/30	1/60

栗国村教育委員会

工事名称	(仮称) 栗国村教員住宅新築工事 (南棟B)			工事年度	令和7・8年度	
工事場所	栗国村字東627番地(外1筆)			図面名称	表紙・図面目録 NO SCALE	
発注機関	栗国村教育委員会			尺		
構 造				図面番号	M-00	
機 印	管理建築士	設 計	監 査	名称	制 建築設計同人 匠才庵	
				実務者氏名	席合 隆文	
				登録番号	一級建築士事務所 匠才庵 登録第124004号 一級建築士大井 隆文 登録第123841号	
				所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15	

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】		沖縄県土木建築部		令和6年7月改定版	
1 工事概要					
(1) 工 事 名：(仮称)粟国村教員住宅新築工事(南棟B)					
(2) 工 事 場 所：粟国村字東5 2 7 番地(外1 筆)					
(3) 建 物 概 要					
建築物の名称		構造及び階数		延べ面積	用途区分
				(㎡)	消防法施行令第1 表第一
共同住宅		RC造 地上2階建て			
計					
(注：延べ面積は建築基準法による表記)					
(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)					
工事科目		建物別及び屋外			
					屋外
空気調和設備					
換気設備		○			
排煙設備					
自動制御設備					
衛生器具設備		○			
給水設備		○			○
排水設備		○			○
給湯設備		○			
消火設備		○			
ガス設備		○			
厨房機器設備					
浄化槽設備					
エレベーター設備					
小荷物専用昇降機設備					
エスカレーター設備					
搬入工事					
発生材処理					
軽微な電気設備工事		○			
軽微な建築工事					
2 本工事の設計時期					
本工事の設計書は、令和 7 年 4 月 1 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 7 年 4 月 1 日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。					
3 機械設備工事仕様					
(1) 標準仕様書等					
ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4 年版)(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4 年版)(以下「改修標準仕様書」という。) 及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和4 年版)(以下「標準図」という。)による。					
イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4 年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4 年版)による。					
(2) 特記仕様					
ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。					
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。					
ウ 項目に記載の(. . .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。					
4 その他					
(1) 公共事業労務費調査に対する協力					
ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。					
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。					
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。					
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。					
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策					
受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する留意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。					
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。					
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。					
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。					
(3) ウィークリースタンスの実施					
工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitsosyo.html					
(4) 工事監理業務への協力等					
ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。) は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。					
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。					
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。					
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。					
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事に関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて					
本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事に関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。					
(6) 県産資材の優先使用					
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。					
(7) 下請業者の県内企業優先活用					
受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。					
(8) 不発弾等発見時の処理について					
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。					
(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について					
ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。					
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。					
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。					
エ 土砂等の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。					
オ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。					
カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を生じさせたものを排除すること。					
キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。					
(10) 不正軽油の使用の禁止等について					
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。					
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。					
(11) 設計図書における資材等の取扱いについて					
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。					
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で精算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。					
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の精算の透明性を確保し入札者の精算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。					
(12) ガイドライン等の遵守について					
設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(當機工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。					
(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について					
ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。					
イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第					

[illegible]

○ 18	工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ？ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8、1／10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。	○ 2 配管材料 (2, 1, 2) ○ 3 埋設配管 (2, 7, 1) ○ 4 保温工事 (3, 1, 1) ○ 5 塗装 (3, 2, 1) ○ 6 仮設工事 (4, 1, 1)	管材は別表ー2による。ただし、図示されたものを除く。 ○ 1 地中埋設機の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ○ 2 アスファルト舗装以外の地中埋設機は、（ ○ コンクリート製 ・ 鉄製）とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 (※設置しない ・ 設置する（ ・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ k m ） 搬出先基準（条件）（ ） (1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金（ 円） ・ ガス引込に係る負担金（ 円） (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																												
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																		
○ 19	ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない難題等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	25 情報共有システムの使用 26 標識その他 (1, 7, 4) ○ 27 機材 ○ 28 施工 ○ 29 耐震施工 主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。 (1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。	○ 7 土工事 (4, 2, 1) ○ 8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金（ 円） ・ ガス引込に係る負担金（ 円） (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																
○ 20	機材の品質等 (1, 4, 2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○ 30 磁気探査 ○ 31 墜落制止用器具 32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018, 12, 21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 33 建設キャリアアップシステム（COUS）活用について 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「COUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCOUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（COUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 34 その他 ※	○ 1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1, 14, 3) 4 ダクト付属品 ○ 5 設計温湿度条件 6 その他	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、果内工場施工。5年間保証。） ※銅干板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は（ ・ 鋼板 ・ アルミニウム板）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ）工法とする。] 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出口 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th></th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32, 9</td><td>68, 4</td><td>26, 0</td><td>50, 0</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0	冬季																
	外気		室内（ ）																																		
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																	
夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0																																	
冬季																																					
○ 21	技能士 (1, 5, 2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○ 配管施工（建築配管作業） ・ 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・ 冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ・ 建築板金施工（ダクト板金作業）	32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018, 12, 21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 33 建設キャリアアップシステム（COUS）活用について 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「COUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCOUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（COUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 34 その他 ※	○ 1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1, 14, 3) 4 ダクト付属品 ○ 5 設計温湿度条件 6 その他	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、果内工場施工。5年間保証。） ※銅干板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は（ ・ 鋼板 ・ アルミニウム板）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ）工法とする。] 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出口 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th></th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32, 9</td><td>68, 4</td><td>26, 0</td><td>50, 0</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0	冬季																
	外気		室内（ ）																																		
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																	
夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0																																	
冬季																																					
○ 22	化学物質の濃度測定 (1, 5, 8)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考									32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018, 12, 21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 33 建設キャリアアップシステム（COUS）活用について 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「COUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCOUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（COUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 34 その他 ※	○ 1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1, 14, 3) 4 ダクト付属品 ○ 5 設計温湿度条件 6 その他	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、果内工場施工。5年間保証。） ※銅干板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は（ ・ 鋼板 ・ アルミニウム板）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ）工法とする。] 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出口 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th></th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32, 9</td><td>68, 4</td><td>26, 0</td><td>50, 0</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0	冬季				
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																		
	外気		室内（ ）																																		
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																	
夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0																																	
冬季																																					
○ 23	技術検査 (1, 6, 2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018, 12, 21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 33 建設キャリアアップシステム（COUS）活用について 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「COUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCOUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（COUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 34 その他 ※	○ 1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1, 14, 3) 4 ダクト付属品 ○ 5 設計温湿度条件 6 その他	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、果内工場施工。5年間保証。） ※銅干板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は（ ・ 鋼板 ・ アルミニウム板）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ）工法とする。] 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出口 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th></th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32, 9</td><td>68, 4</td><td>26, 0</td><td>50, 0</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0	冬季																
	外気		室内（ ）																																		
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																	
夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0																																	
冬季																																					
○ 24	完成時の提出図書 (1, 7, 1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することという。ここでのいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。	32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018, 12, 21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 33 建設キャリアアップシステム（COUS）活用について 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「COUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCOUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（COUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 34 その他 ※	○ 1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1, 14, 3) 4 ダクト付属品 ○ 5 設計温湿度条件 6 その他	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、果内工場施工。5年間保証。） ※銅干板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は（ ・ 鋼板 ・ アルミニウム板）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ）工法とする。] 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出口 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th></th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32, 9</td><td>68, 4</td><td>26, 0</td><td>50, 0</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0	冬季																
	外気		室内（ ）																																		
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																	
夏季	32, 9	68, 4	26, 0	50, 0																																	
冬季																																					

工事名称	（仮称）薬国村数島宅新築工事（南棟B）	工事年度	令和7・8年度
工事場所	薬国村字実527番地（外1筆）	図面名称	特記仕様書（機械設備）-3
発注機関	薬国村教育委員会	図面尺	NO SCALE
描		図面番号	M-03
検	管理建築士	設	名
印	設計	製	名
	図	名	名
	者	名	名
		所在地	沖縄県沖縄市山内2-23-15

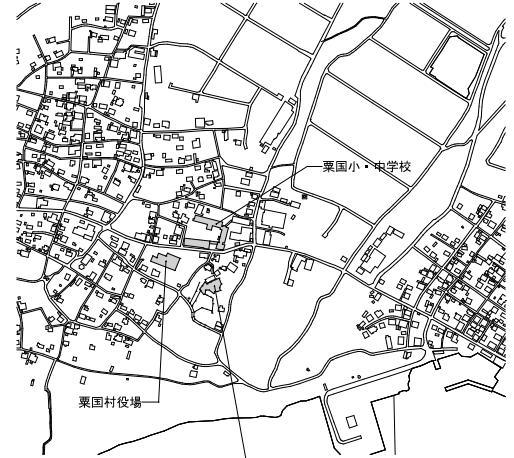
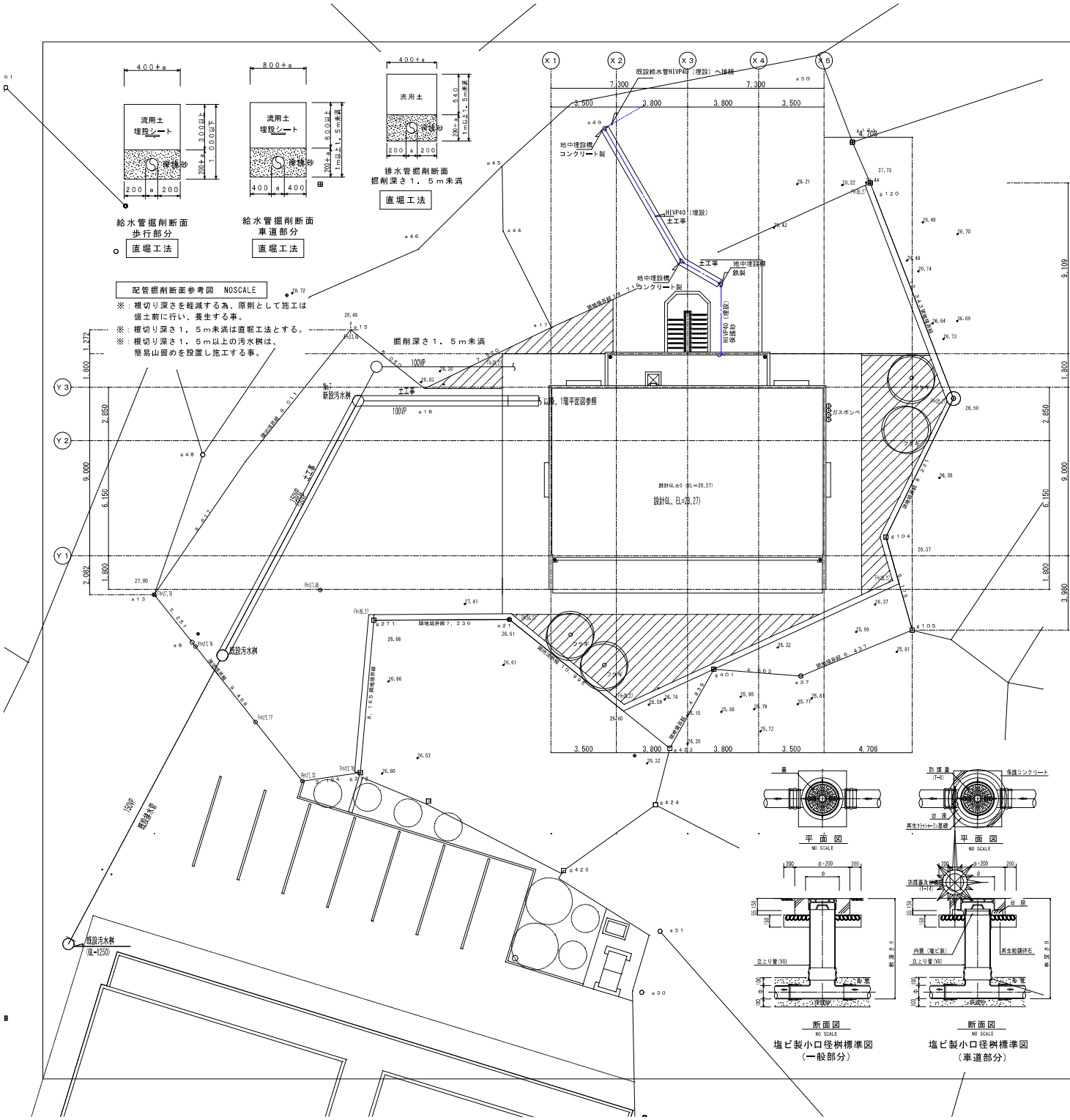
別表－１（関連工事との取り扱い）

工事内容	本工事			別途工事
	機械	電気	建築	
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※	・	
	架台、アンカーボルト	※	・	
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・	
	補強鉄筋	・	※	
	スリーブの穴埋め	※	・	
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※	・	
	補強鉄筋	・	※	
	型枠の穴埋め	※	・	
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	
	下地組み、ボード類切り込み （吹出口、吸込口、消火栓等）	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※	・	
外気取付ガ拉里	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作 スイッチ間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の 配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
	上記の配管、配線	・	※	
	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
自動制御	電源供給	・	※	
	電気配管	・	・	
浄化槽	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの１次側電気工事	・	※	
	操作盤以降の２次側電気工事	※	・	
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・		※
	立て樋接続用埋設横引管	・		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・		※
化粧鏡	上記の配管接続	※		・
カウンター	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
	はめ込洗面器のカウンター	※		・
身障者用手すり	衛生器具回り	※		・
	その他手すり	・		※
※配線は接続を含むものとする。		・	・	・

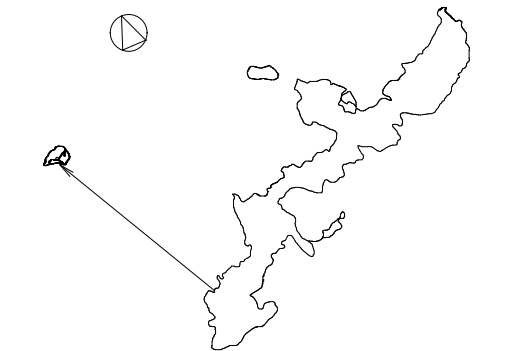
別表－２（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HIVP）
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HIVP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HIVP）
	地中配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HIVP）
給湯管	屋内一般配管	給湯・被覆銅管（20A以下）、銅管（25A以上）
	機械室・便所配管	給湯・被覆銅管（20A以下）、銅管（25A以上）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	給湯・被覆銅管（20A以下）、銅管（25A以上）
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
通気管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
ガス管	屋内一般配管	ガス・配管用炭素鋼鋼管（SGP・白）
	機械室・便所配管	ガス・配管用炭素鋼鋼管（SGP・白）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同溝内）	ガス・配管用炭素鋼鋼管（SGP・白）
	地中配管	ガス・ポリエチレン被覆鋼管（PLP）
特記事項		
※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。		
※		

工事名称	（仮称）栗国村教員住宅新築工事（南棟B）			工事年度	令和7・8年度	
工事場所	栗国村字東527番地（外1筆）			図面名称	特記仕様書（機械設備）－4	
発注機関	栗国村教育委員会			図面尺	NO SCALE	
描 写				図面番号	M-04	
機 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名称	柳 達也設計同人 匠才庵
				資格者氏名	港 合 隆文	
				登録番号	〒990-0001 秋田県秋田市大森町1-1-1	
				所在地	秋田県秋田県山内市3-22-15	



工事場所: 栗国村字東527番地(外1筆)



案内図 NOT TO SCALE

排水樹表									
設計d. d=27									
No	地盤高(EL.)	管底深さ(EL.)	幹線径(mm)	樹口径	樹仕様	インバート	樹 蓋	備 考	
1	-	27.72	550	150φ	小口径樹	90L 100-150	ミカゲ150φ T-2	勾配1/100	
2	-	27.70	570	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	"	
3	-	27.68	590	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	"	
4	-	27.66	610	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	"	
5	-	27.59	680	150φ	小口径樹	90L 100-150	ミカゲ150φ T-2	"	
6	-	27.57	700	150φ	小口径樹	90L 100-150	ミカゲ150φ T-2	"	
7	-	27.47	800	150φ	小口径樹	45L 150-150	餅鉄蓋150φ T-8	勾配1/100	
既設樹	27,000	25,750	1,250	900φ	SC-4	中継	MHA-600 15kN		

※ 上記の地盤高さは参考とする。尚、施工箇所に於ける地盤高さについては関係者に確認し施工すること。

※ 上記に於ける樹蓋の仕様は参考とし、栗国村下水道指定品の有無を確認・調整すること。

※ 給排水配管施工に於いて、コンクリート、アスファルト等の切断・掘削、復旧も本工事とする。

工事名称 (仮称) 栗国村教員住宅新築工事 (南棟B)		工事年度		令和7・8年度	
工事場所 栗国村字東527番地(外1筆)		図面名称		1/100 (A1)	
発注機関 栗国村教育委員会		配管図・案内図		1/200 (A3)	
備 考		図面番号		M-05	
機 印	管理建築士	設 計	製 図	名称	柳 達也設計同人 匠才庵
				資格者氏名	港合 隆文
				登録番号	一級建築士登録第1234号 (注: 登録第1234号は例示)
				所在地	沖縄県沖縄市山内3-2-15

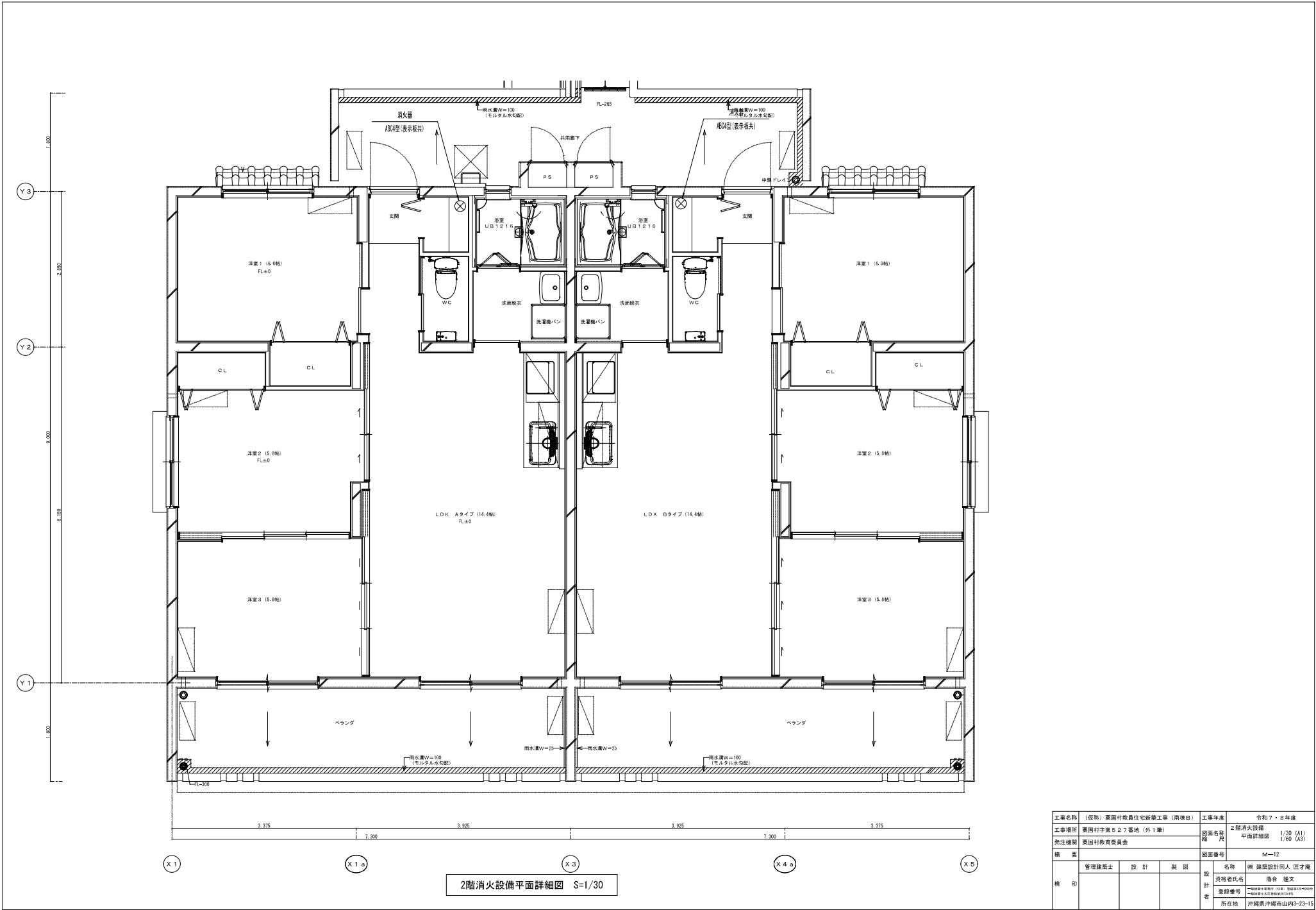
機器番号	機器名称	機器仕様	電源				台数	設置室	備 考
			φ	v	k w	w			
WHG-1	ガス湯沸器	型 式：瞬間式・PS設置型・沖縄仕様品・潜熱回収型 定 格 加 熱 能 力：20号 定 格 燃 料 消 費 量：37.5kw(≒2,68kg/h) 附 属 品：リモコンスイッチ、リモコンケーブル(≒20m) その他付属品一式	1	100	—	40	4	3LDKタイプ…PS内 ※1階×2台 ※2階×2台	

- ### 衛生器具表

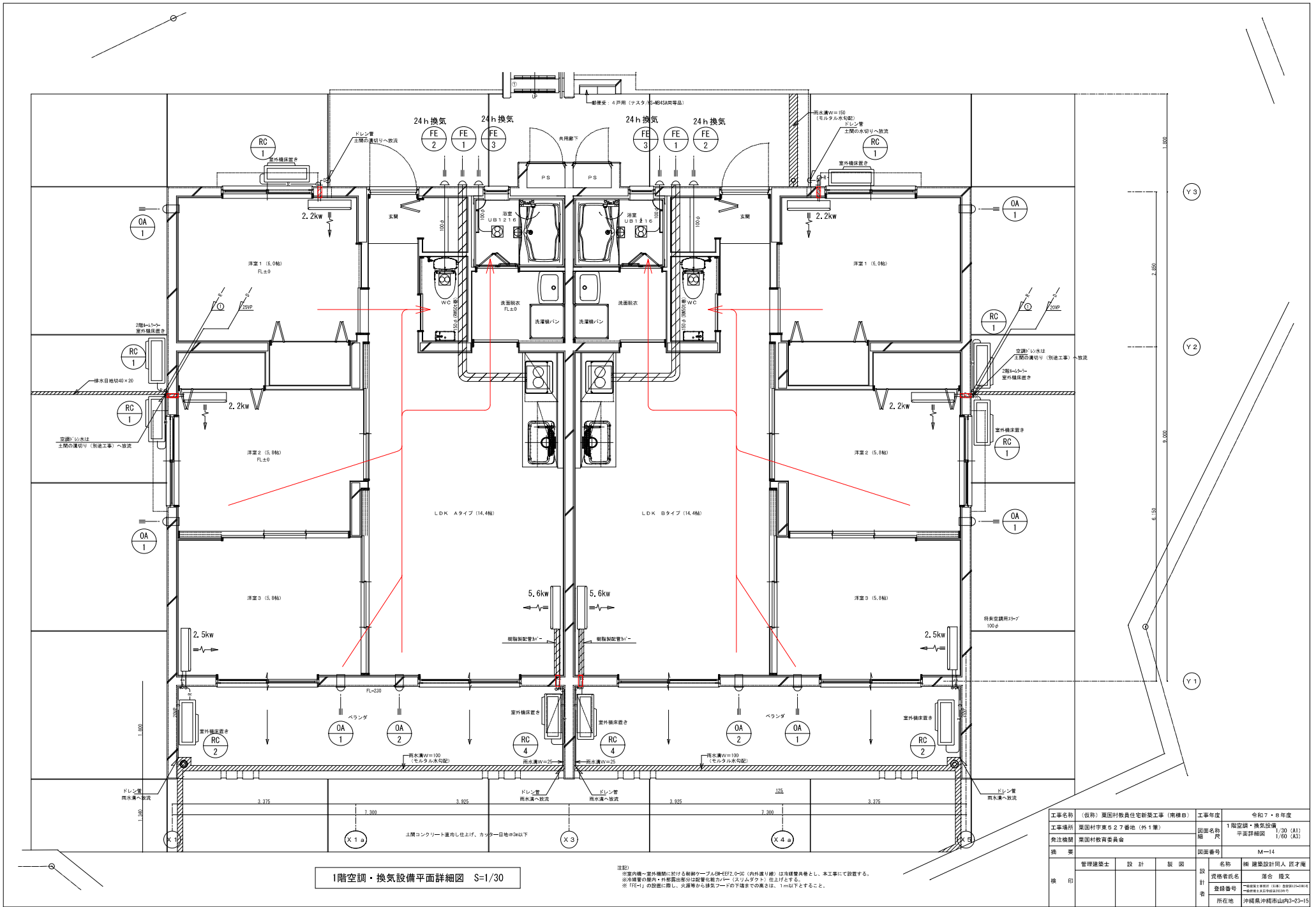
記号	名 称	JIS記号	品 番		附 属 品	1・2階(2LDKタイプ)…計4室				その他				小計	合 計	備 考
			TOTO	LIXIL		D K	W C	洗面 ・ 脱衣	バル コニ ー	小 計	屋 外					
C-1	洋風大便器（壁給水・LT）	C1200S	CS232B、SH232BA TC291 YH52R	Y8C-Z30S、DT-Z350 CF-39AK CF-AA22H	便器：床置床排水＋密結ロータンク 便座：普通便座 紙巻器：樹脂製	4			4					0	4	
L-1	壁掛手洗器	—	LSH50AP	YL-A35HC	立水栓、Pトラップ、壁給水	4			4					0	4	
L-2	洗面化粧台	—	LDBA060BAGNS1A、LMBAC60B1GDC1G	FTVIN-60SSY、MFTX1-601FYJU	洗面化粧台、化粧鏡（一面鏡・LEDランプ）、止水栓×2		4		4					0	4	寸法：≒600W×500D×1800H
A-1	洗濯機パン	—	PWP640NZW、PJ2008NW	PF-646AAC、TP-52	640サイズ、横引きトラップ		4		4					0	4	寸法：≒640×640
M-1	化粧鏡	—	YW3035A	KF-3035		4			4					0	4	寸法：≒300W×350H
F-1	洗濯機用水栓	—	TW11R	LF-WJ50KOA	緊急止水弁付		4		4					0	4	
F-2	シングル混合水栓（壁付）	—	TKS05311J	SF-WM435SY	スパウト長さ：≒220mm	4			4					0	4	
F-3	万能ホーム水栓	F7	T200SNR13C	LF-7R-13				4	4					0	4	
F-4	キー式 横水栓（カップリング付）	F12	T28AKUH13	LF15G-13-CV					0	1				1	1	キー式
F-5	取水栓（樹脂製）	—	616-016（カクダイ）						0	1				1	1	

1) コンクリート等に取り付ける場合は、A Yボルトを使用する。

工事名称 (仮称) 栗田村教育文化施設工事 (新校舎)		工事年度		令和7・8年度	
工事場所 栗田村字東627番地(外)第1号		設計者名		衛生施設課 衛生器具科	
発注機関 栗田村教育委員会		設計者住所		NO SCALE	
発注先		設計者名		M-06	
管理建築士		設計		監 国	
検 印		設計者 氏名 住所 所在地		名称	
				衛生器具科 衛生施設課	
				衛生器具科 衛生施設課	
検 印		設計者 氏名 住所 所在地		発注者氏名	
				栗田村教育委員会	
				栗田村教育委員会	
検 印		設計者 氏名 住所 所在地		登録番号	
				所在地	
				所在地	



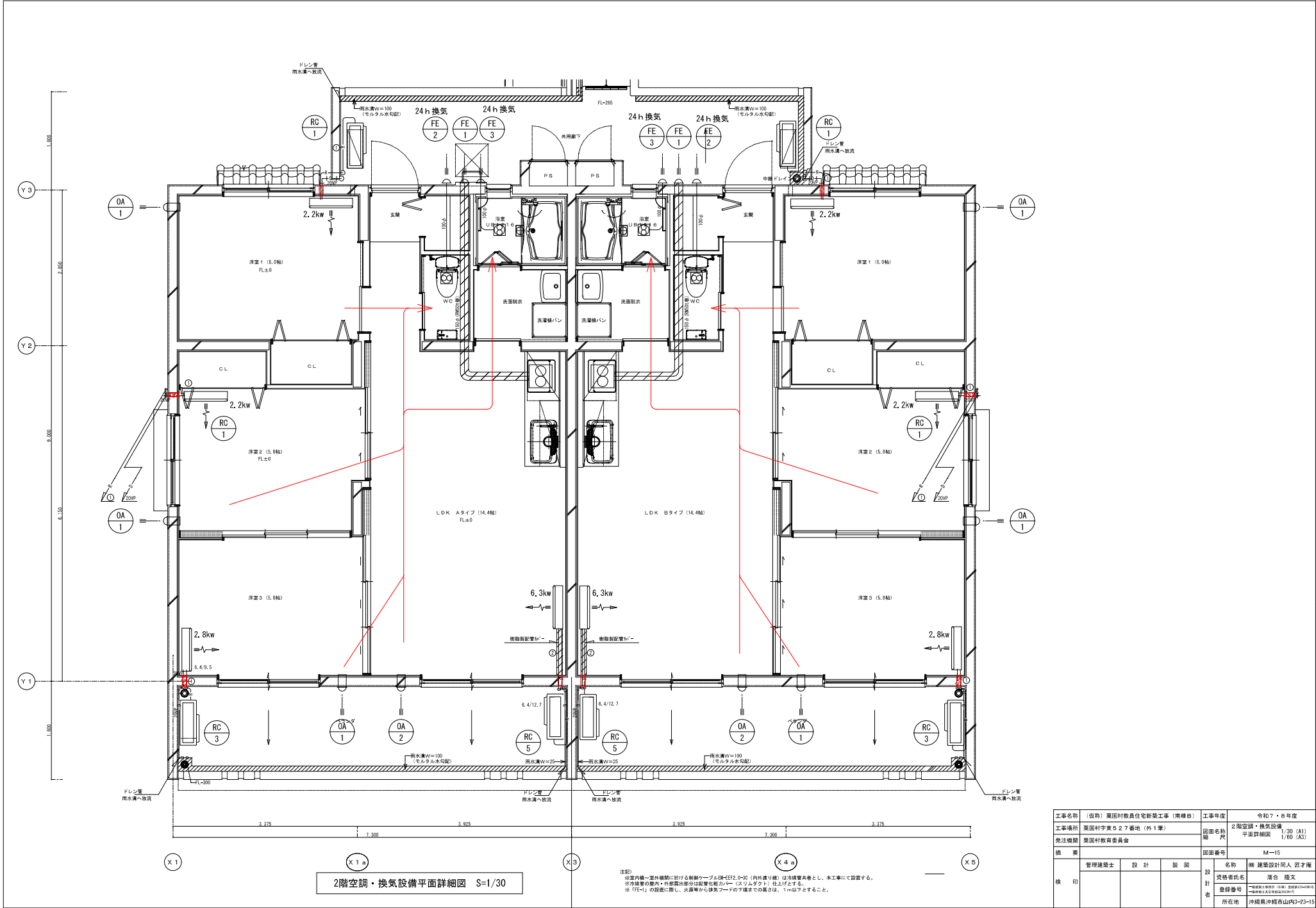
2階消火設備平面詳細図 S=1/30



1階空調・換気設備平面詳細図 S=1/30

(注記)
※室外機・室外機に於ける銅線ケーブル長は2.0m以下（内外張り線）は冷媒管共巻とし、本工事にて設置する。
※各居室の室内・外気温計は設置台座（カラー・2.0m以下）に上りとする。
※「FE-1」の設置に際し、火源等から排気フードの下隣までの高さは、1m以下とすること。

工事名称	(仮称) 栗田村教員住宅新築工事 (南棟B)	工事年度	令和7・8年度
工事場所	栗田村字東527番地 (第1筆)	図面名称	1階空調・換気設備
発注機関	栗田村教育委員会	図面尺	1/30 (A1)
備考		平面詳細図	1/60 (A3)
換気		図面番号	M-14
設計	管理建築士	名称	藤 建築設計 田村 匠才
製図		資格者氏名	藤 隆文
検印		登録番号	一級建築士登録第114044号 二級建築士登録第333333号
		所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15



(注記)
※室内機・室外機間に於ける銅管ケーブル径はF2.0~30 (内外張り線) は冷暖管共通とし、本工事にて設置する。
※冷暖管の室内・外露出部分は断熱化能力4mm (スリムダクト) 仕上とする。
※「F1」の設置に際し、外露管から断熱フットの下端までの長さ、1m以下とすること。

工事名称 (仮称) 栗田村教員住宅新築工事 (南棟B)		工事年度		令和7・8年度	
工事場所	栗田村字東527番地 (外1番)	仮設名称	2階空調・換気設備		
発注機関	栗田村教育委員会	平面詳細図	1/30 (A1) 1/60 (A3)		
発注機	栗田村教育委員会		図面番号	M-15	
機 印	管理運営士	設計	製図	名称	柳 建築設計同人 匠才庵
				資格者氏名	落合 隆文
				登録番号	一級建築士登録第15004号 二級建築士登録第33333号
				所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15